

## 吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会設置基準

制 定 令和 5年 4月 1日

## (設置)

第1条 本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定・推進に関し、吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領第6条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生推進委員会（以下「推進委員会」という。）に吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

## (作業部会の構成)

第2条 推進委員会は、総合戦略の策定・推進に必要な数の作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、推進委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する別表に掲げる者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、前項に規定する作業部会のほか、任意の作業部会を設置することができる。
- 3 作業部会の構成について、素案策定等を円滑に行うために必要な場合は、別表に掲げる者に代わり、原則として、部会長及び副部会長の場合は次長級職員又は課長級職員に、部会員の場合は課長代理級以上の職員に、作業部会員の変更ができるものとする。
- 4 前項の変更は、作業部会員の所属する長の別紙様式による申出を受け、委員長が任命するものとする。

## (部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する職員をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

出席をさせるものとする。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別紙様式

年　月　日

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会委員長 様

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会委員

\_\_\_\_\_部長\_\_\_\_\_

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会員変更申出書

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会設置基準第2条第3項に基づき、下記のとおり変更を申し出ます。

記

変更前	変更後	
	役職名	氏名
(記載例) 第〇作業部会〇〇室長	〇〇部総括参事	〇〇 〇〇
第〇作業部会〇〇課長	〇〇室参事	〇〇 〇〇

別 表

第1作業部会 【行政経営】	
部 会 長	企画財政室長
副 部 会 長	人事室長
部 会 員	情報政策室長
部 会 員	都市計画室長
部 会 員	資産経営室長
部 会 員	税制課長
部 会 員	市民課長

第2作業部会 【人権平和・文化・地域経済・都市魅力】	
部 会 長	地域経済振興室長
副 部 会 長	人権政策室長
部 会 員	広報課長
部 会 員	市民総務室長
部 会 員	市民自治推進室長
部 会 員	シティプロモーション推進室長
部 会 員	文化スポーツ推進室長
部 会 員	文化財保護課長

第3作業部会 【福祉・健康】	
部 会 長	福祉総務室長
副 部 会 長	健康まちづくり室長
部 会 員	生活福祉室長
部 会 員	高齢福祉室長
部 会 員	障がい福祉室長
部 会 員	成人保健課長
部 会 員	母子保健課長

第4作業部会 【保健・地域医療】	
部 会 長	保健医療総務室長
副 部 会 長	地域保健課長
部 会 員	健康まちづくり室長
部 会 員	成人保健課長
部 会 員	母子保健課長
部 会 員	衛生管理課長

第5作業部会 【子育て】	
部 会 長	子育て政策室長
副 部 会 長	母子保健課長
部 会 員	子育て給付課長
部 会 員	家庭児童相談室長
部 会 員	のびのび子育てプラザ所長
部 会 員	保育幼稚園室長
部 会 員	こども発達支援センター長

第6作業部会 【教育】	
部 会 長	教育未来創生室長
副 部 会 長	まなびの支援課長
部 会 員	学校管理課長
部 会 員	学校教育室長
部 会 員	教育センター所長
部 会 員	中央図書館長
部 会 員	青少年室長
部 会 員	放課後子ども育成室長

第7作業部会 【環境・安心安全】	
部 会 長	危機管理室長
副 部 会 長	環境政策室長
部 会 員	市民総務室長
部 会 員	福祉総務室長
部 会 員	環境保全指導課長
部 会 員	総務予防室長

第8作業部会 【都市形成】	
部 会 長	都市計画室長
副 部 会 長	公園みどり室長
部 会 員	計画調整室長
部 会 員	開発審査室長
部 会 員	住宅政策室長
部 会 員	総務交通室長
部 会 員	道路室長
部 会 員	地域整備推進室長
部 会 員	下水道経営室長
部 会 員	水道部企画室長